

# 令和2年度 真鶴町の教育基本方針・重点施策

## 1 基本方針 「教育は人づくり、人づくりはまちづくり」

本町は、「第4次真鶴町総合計画」に掲げる基本方針「一人一人を大切にした教育により、学び続け共に生きる人づくり、そして、心豊かな生活と文化のあふれるまちづくりを進める。」を実現するために、学校教育・社会教育を通して、子どもや町民が主人公の教育、一人一人を大切にした教育を基本方針とします。

そして、生涯にわたって学ぶことに意欲をもち、自分と異なる価値観を互いに認め、互いの絆を確かなものとし、支え合い、分かち合う人づくりを推進し、笑顔で心豊かな生活と文化が溢れるまちづくりをめざします。

そのために、私たちの宝である将来を担う子どもたちを育てる学校教育と真鶴に住む人々の生活をさらに豊かにする社会教育の充実を推進します。

今年度も引き続き平成30年度より推進してまいりました学校教育と社会教育の両分野での「教育の魅力化推進計画」をさらに充実させることをめざし、急激な少子化・高齢化の進展に対する、教育施策を推進していくこととします。「教育の魅力化推進計画」の概要を次に示します。

### 【学校教育】

〈目的〉①学校が小規模化する状況の中でも、充実した教育活動を推進することにより、子どもや保護者・町民・教職員にとって魅力のある学校とします。

②学校の魅力化を推進することで少子化対策・子育て支援施策の充実を図ります。

〈内容〉①きめ細かな指導の充実 ②ICT教育の推進 ③幼（保）・小・中が連携した教育の充実 ④ふるさと教育の充実 ⑤英語力向上の推進 ⑥学校教育施設の整備

### 【社会教育】

〈目的〉①人口減少の進展の中でも町民にとり魅力があり持続可能な社会教育事業とします。

②社会教育の魅力化を推進することにより真鶴町のさらなる活性化施策の充実を資することをめざします。

〈内容〉①文化財の保護活用の推進

- ・ 伝統行事の保護
- ・ 歴史文化遺産等の保護・活用による文化拠点の整備
- ・ 後継者の育成

②オリ・パラに向けた町民みんなで楽しむスポーツの振興

- ・ 地域に根ざした生涯スポーツ活動の推進
- ・ スポーツのバリアフリー化

③社会教育事業の見直しと充実

- ・ 参画を柱とした改善による持続可能な社会教育の推進
- ・ ふるさと教育の目標を反映した地域が子どもを育てる社会教育の推進

④社会教育施設の整備

## 〈学校教育〉

### (前文)

学校教育では、幼・小・中の一貫した教育をとおして「共に学び共に育ち、生きる力を育む教育をより一層推進する」ことを基本方針として、幼児・児童・生徒一人一人の個性を大切に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、人格の形成をめざします。その中で、少子化の急速な進展に対応する「教育の魅力化推進計画～学校教育～」の実施に努めます。さらに少子化の急速な進展に伴う「学校の小規模化」を主な原因とする学習指導及び生徒指導の諸課題に対しても解決策の検討と取組を進めます。また、教育活動の土台となる「学校安全」についての見直しと改善を行い、安全な学校生活の再構築を推進します。

### (学力)

(1)「確かな学力」を育む教育を推進するために、「学びに向かう力・人間性等」の涵養と「思考力・判断力・表現力等」の育成をめざした主体的・対話的で深い学びのある授業の創造をめざします。そのために、豊かな学びの土台となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けることをめざした、児童生徒一人一人の学びを大切にする指導の充実に努めます。また、学校の小規模化の進行を見据えた学習指導のあり方を踏まえ、ICT機器の活用を始めとした具体的取組を推進します。さらに、学校と家庭が連携した学び直しのシステムの確立・家庭学習の充実に努めます。

### (心)

(2)豊かな心を育む教育を推進するために、「基本的自尊感情の育成」「規範意識の確立」「多様性の尊重」「コミュニケーション能力の育成(人間関係づくり・社会性の伸長)」「安心して学ぶことのできる受容的な人間関係・安全な環境づくり」を重点目標とした人権教育・児童生徒指導及び教育相談に取り組みます。さらに、学校の小規模化の進行を見据えた児童生徒指導のあり方の検討を踏まえ、具体的取組を推進します。いじめの防止については、「真鶴町いじめ防止基本方針」を推進する中で、いじめの早期発見・早期対応・解消に向けた適切かつ丁寧な対応を徹底し、未然防止策の充実と児童・生徒のいじめに対する判断力や行動力の育成に努めます。また、恵まれた自然や伝統ある歴史を生かしながら、真鶴の良さを生かし郷土真鶴に根ざした「ふるさと教育」を推進し、故郷に対する誇りや郷土を愛する心、町の発展に主体的に関わる姿勢を育みます。

### (健康・体力)

(3)健やかな体を育む教育を推進するために、遊びや学習をとおして体を動かすことの楽しさを実感し、誰もが日常的にスポーツに親しもうとする運動習慣の定着をめざした取組を進めます。さらに社会体育と連携し、家族でスポーツに親しむ習慣を形成するためにニュースポーツやパラスポーツの普及を学校教育でも進めます。

### (安全)

(4)令和2年1月に策定した「学校の安全管理見直し計画」に基づき、安全な教育活動及び安全な教育環境の整備を推進します。

### (その他)

(5) 子どもの育ちを支える教育環境の整備については、前述の安全に係ること及び児童・生徒が気持ちよく生活できる教育環境の整備を柱として、計画的に教育環境の整備に努めます。

(6) 地域と連携した教育のより一層の推進のために、①学校関係者評価委員会を始めとした関係会議などの機能を充実することや②学校ボランティアによる教育活動を拡充していきます。

## 〈社会教育〉

### (前文)

町民の主体的学習活動の支援、学習機会の整備等を一層充実させ、だれもが楽しく学べる生涯学習の充実を図るとともに、学校教育と社会教育の融合を推進し、相互に施設や教育機材、人材の活用が図られるような土壌を形成します。具体的には学校・家庭・地域それぞれの教育力を生かし、支え合い分かち合うまちづくりに努めます。また、本町が有する豊かな自然や有形・無形の文化財の保護・活用を図り、自然と歴史を活かしたまちづくりと町民がスポーツの楽しさと大切さを知り、健康でいきいきとした生活を送ることができる取組みを支援することで、元気なまちづくりを推進します。特に少子高齢化が急速に進む中での現在、これからの課題を踏まえ、子どもの成長を支える社会教育事業及び持続可能な社会教育事業のあり方の検討及び改善を進め、可能な内容については実施していきます。さらに地域と学校が協働して地域づくりや学校づくりに努めることで、地域の活性化と学校教職員の負担軽減に努めます。また、「障害者差別解消法」を踏まえて合理的配慮を心がけ、事業のバリアフリー化に努めます。

### (1) 文化活動に対する支援

町民の多様な文化活動を積極的に支援し、町民参画による発表・創造が展開され、町全体に賑わいがあるようにするため、町民が日々の文化活動の中で築き上げた成果を活用したり発表したりする機会を積極的に提供します。高齢世代の持つ知識や経験と若い世代の力を融合して「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいづくり」を進める中で、持続可能な文化活動と心豊かな生活の実現に努めます。

### (2) スポーツ活動の推進

幼児期から高齢期までの各期に合わせたスポーツ活動に親しむ場を提供することにより町民の健康づくりを推進し、スポーツ人口の裾野を広げることで、活気の溢れる元気な町づくりをめざします。特に地域に根ざした生涯スポーツの普及や家庭スポーツ活動の振興に向けて年齢や障がいの有無にかかわらず全ての人がお互いを大切にし合い、支え合うという共生の理念を理解し、だれもが気軽にスポーツライフを楽しむことができるように、パラスポーツを取り入れたニュースポーツ活動を積極的に推進します。

### (3) 青少年の健全育成

学校・家庭・地域及び関係機関が連携を密にし、地域全体でいつでも子どもたちに寄り添うことで、子どもたちに安心感を与え、基本的な自尊感情を育むことのできる環境の整備を図ります。また、地域の教育力を活用した子どもたちが安心して過ごせる放課後や休日の居場所づくりや他の自治体との連携・交流による様々な体験学習を通し、社会的な自尊感情の育成に努めます。さらに町内外との交流の場を多く設けることで、青少年の自主性や多様な見方・考え方の育成に努めるとともに、学校教育の児童生徒指導で育成する「多様性の尊重」については、町に住む大人として子どもの模範となるような言動に個人・団

体として努めます。

#### (4) 家庭教育支援

教育の原点は家庭にあるとの認識に立ち、家庭と学校をはじめとする関係機関や地域社会が連携を密にし、子どもたちに社会の一員としての自覚を促すとともに福祉部局と連携した家庭教育支援事業を充実させることにより、子どもにとって居場所のあるあたたかな家庭や家庭と家庭が支え合う地域の絆づくりをめざします。また、学校教育の児童生徒指導で育成する「コミュニケーション能力」については、家庭の中でコミュニケーションの機会を持てるように各家庭に働きかけ、家庭の教育力やコミュニケーション能力の向上を図ります。

#### (5) 文化財の保護・活用

先人から受け継いできたかけがえのない町の文化遺産や伝統行事を保護するとともに、これらに触れる機会を子どもたちをはじめとして町民に積極的に提供し、後世に伝承していくことで愛郷心を育み、歴史・文化を活かした町づくりを推進します。

#### (6) 施設の計画的な改修

生涯学習を支える公民館等の各施設の維持管理は町公共施設総合管理計画に基づき計画的な維持改修に努めます。

## 2 重点施策

### 〈学校教育〉

「生きる力」の育成をめざした教育活動の推進

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」等の「生きる力」をより具体化した「生きて働く『知識・技能』」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』」の資質・能力を育成するために、教育課程全体をとおして学習指導要領の円滑な実施と充実を努める。

特に、真鶴町の子どもたちの実態と今日的課題を踏まえ、「真鶴町幼・小・中一貫教育」をすべての教育施策の土台とし、その教育の実現に向けて取り組む中で、特に次の事柄について指導の充実を図る。

#### (1) 学習指導

##### ① 学級・学年経営を基盤とした「授業に関する真鶴スタンダード」への取組の実践

###### 授業に関する真鶴スタンダード

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| ① 落ち着いたある授業  | いつでも・誰でも                  |
| ② 学び合う授業     | 「共に学び共に育つ」教育の中核           |
| ③ 確かな学びのある授業 | 活動をとおして何を学んだか、何の「力」をつけたのか |

##### ② 一人一人の学びを確実にするための、きめ細かな指導の充実

- ・ 指導体制の充実
- ・ 指導方法の工夫

- ・ PDCAサイクルによる単元指導の改善
- ③ 学びへの意欲を高め、考える力や活用する力を育む深い学びのある授業の創造
  - ・ 「考える力の育成に向けた対話や学び合いのある授業づくり」
  - ・ 「書く活動と習熟の機会を効果的に取り入れ、学びの定着を図る学習活動の工夫」
  - ・ 「学習のめあてとまとめを明確に位置づけた、児童・生徒の主体性を育む授業づくり」
- ④ ICT機器を効果的に活用した教育の推進
  - ・ ICT機器を活用した指導法の研究
  - ・ 児童生徒にプログラミング的思考を育む学習の充実
  - ・ ICT機器を活用することでの児童・生徒の対話や交流の充実
- ⑤ 共に学び共に育つ、支援教育・インクルーシブ教育の充実
  - ・ 合理的配慮に基づいた教育指導・支援
- ⑥ 外国語教育（英語）の充実
  - ・ 発達段階に応じた英語に親しむ教育の推進
  - ・ 英語によるコミュニケーション能力の基礎を培う教育の推進
- ⑦ 特別の教科「道徳」を要にした道徳教育の充実
- ⑧ 学び直しの時間の位置づけと充実
- ⑨ 読書活動の充実に向けた具体策の推進と継続
  - ・ 読み聞かせの充実
  - ・ 自分で本を手取る活動の推進
- ⑩ 運動習慣の定着や体力の向上に向けた取組の推進
  - ・ 休み時間での外遊びの奨励
  - ・ 多様な動きを経験する「体づくり活動」の工夫・改善
  - ・ 仲間と協力して運動することの充実感が得られる、行事等の活用
- ⑪ 家庭と連携した家庭学習の充実
- ⑫ 学習ボランティアの充実

## (2) 児童生徒指導

全ての子どもが互いの人権を大切に、個性を發揮し合いながら生活できる学校づくりを根幹にして、児童生徒理解に基づく日々の小さな出来事への指導や支援、ルーティーンとなる日常の指導を積み上げていくきめ細やかで積極的な児童生徒指導の取組を進める。さらに児童生徒指導上の諸課題の低年齢化に対応した指導の改善に努める。

- ① 児童生徒指導をとおして育成する力
  - ・ 基本的自尊感情の育成
  - ・ 多様性の尊重
  - ・ 規範意識の確立
  - ・ コミュニケーション能力の育成（人間関係づくり・社会性の伸長）
- ② いじめの未然防止と、解消に向けた適切な対応
  - ・ きめ細やかないじめの把握
    - アンケート等の学期1回の確実な実施
    - 日常の学校生活の中でのアンテナを高く広くするための具体策の実施
    - 児童生徒への積極的な言葉かけによる、表れづらい悩み等への教育的アプローチの実施
  - ・ いじめの対応にあたっては、学級担任が抱え込むことなく、いじめの把握をした時点から誰もが当事者という意識でのチーム対応を取り、関係者の情報共有と行動連携のもと迅速に対応する。

- いじめにつながる言葉の実態把握と指導
- 児童生徒がいじめ問題について主体的に考え、行動する教育活動の推進（特にスマホ等SNSに関する問題への対応について重点化を図る）
- SNSを利用したいじめを予防し、児童生徒が適切に対応できるための継続的な指導と、家庭への啓発の推進
- 幼（保）小中一貫教育を活用して、いじめに対する判断力、行動力を育成する教育活動の計画と実践の積み上げ
- いじめの定義や未然防止策を家庭・地域と共有する取組の実施
- ③ 言葉の指導と人権に配慮した言語環境の構築
  - 自分の思いや願い、判断したことを適切に表現できる言葉の力の育成
  - 相手の立場や状況、気持ちを考えた言葉遣いの指導
  - あいさつが自然に交わされる環境づくり
  - よりよい人間関係づくりの基盤となる言語環境（文書・掲示物等）の促進
- ④ 児童虐待への適切な対応の推進
  - 家庭状況が心配な児童生徒に対する丁寧な見守りと情報共有の実施
  - 福祉行政や警察等、関係機関との情報共有・行動連携を密にした迅速な対応の実施
- ⑤ 学校の小規模化の進行を見据えた児童生徒指導のあり方の検討と具体的な取組の実践
- ⑥ 諸課題に対する予防的な対策の推進
  - 情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図り、児童生徒がスマートフォン等を正しく利用する意識と態度を育むとともに、規則正しい生活習慣の定着を推進する。

### （３） 不登校の改善（教育相談の充実）

不登校の児童・生徒への学校内外における相談体制の整備を進めるなど、不登校の子どもたちの教育機会について支援を図る。

- ① 予防的対応の実施と充実
  - 教育相談コーディネーター及び養護教諭を中心とした教育相談担当と児童生徒指導担当との連携・学年や学級、学校の枠を越えたチーム支援のあり方
  - 誰もが安心して楽しく過ごせるような学級づくり、人間関係の形成
  - 月の欠席３日以上の子どもの児童生徒への適切な対応と遅刻が多い児童生徒への早めの対応
  - 児童生徒への積極的な言葉かけによる、表れづらい悩み等への教育的アプローチの実施（いじめ問題への対応との関連性を図る）
- ② 教育支援センター専任教員及び訪問相談員、教育相談員、教育子育て支援員等の連携と協働による不登校対策
- ③ 福祉行政・SSW等の外部機関との連携による支援教育の充実
- ④ 校内支援室の充実
- ⑤ 保護者に対する支援体制の確立

### （４） 児童生徒の安全に配慮した教育の推進

「学校の安全管理見直し計画」に基づき、教育活動中における事故を予防し、園・学校生活における安全な環境の整備に努める。

- ・ 定期的な安全点検の確実な実施
- ・ 安全への配慮を常に意識した、指導計画の作成と授業の実践
- ・ 危険予測、適切な処置・対応等、安全配慮に関する正しい知識を学ぶ研修の実施
- ・ 幼児、児童、生徒の視点に立った安全な環境整備の促進
- ・ 学校関係者評価委員会、学校評議員会等を活用した、外部の視点による学校安全についての点検の実施

#### (5) 防災計画・防災教育の見直し・改善

大規模な自然災害の発生に備え、学校・園防災担当者会議での検討をとおして、子どもたちの安全確保を最優先にした防災計画のあり方を追究するとともに、災害に遭遇した際に自ら考え判断し行動できる子どもを育成するための防災教育の充実を図る。

- ① 実際の場面に生きて働く、幼（保）小中の防災計画・防災教育の実践と検証
- ② 避難行動時の町部局や自治会との連携の推進
- ③ 「助けられる立場」から「助ける立場」を目指し地域防災活動への積極的参加の推進
- ④ 登下校時の避難訓練の充実に向けた工夫改善
- ⑤ 町内私立保育園との連携も視野に入れた幼・小・中の防災訓練の充実に向けた工夫改善
- ⑥ 「避難所運営協議会（仮称）」と連携し、避難所の開設と運営に協力する。

#### (6) 幼児教育の充実

幼児教育では、幼児の自発的な活動としての遊びをとおして心身の調和のとれた発達の基礎を培い、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」といった資質・能力を一体的に育成する。さらに、町内私立保育園との連携を推進し、町全体の幼児教育の更なる充実を図る。

- ① 小学校以降の生活や学習をとおして育成する資質・能力の基礎を培い、幼児の自主的な遊びをとおした学びのあり方及び指導法の研究と実践
- ② 幼保・小接続期共通カリキュラムの実施と改善
- ③ 読書活動の推進 読み聞かせ 真鶴の民話の紹介 自分で本を手取る行動の推進
- ④ 相手を考えた言葉遣いの素地を養う指導
- ⑤ 体を使って遊ぶ楽しさを実感できる保育・教育活動の推進
- ⑥ 幼児一人一人の生活経験や発達に応じた、支援教育の視点を取り入れた幼児教育の推進

#### (7) 「ふるさと教育」の充実

「ふるさと教育」カリキュラムの実施と改善を進める。

#### (8) 真鶴町幼・小・中一貫教育の推進

「12年間の子どもの育ちの連続性を大切にした教育」を発展的に継続させ、「教育の魅力化」を実現する「幼・小・中一貫教育による新たな真鶴町教育の創造」をテーマにした町指定研究を推進し、教育研究の充実を図る。

## (9) 教員の資質向上を目指した研修の充実

職場内の職員教育「OJT(On-the-Job Training)」の実践をとおして、教員の資質能力や指導力・授業力の向上を図るとともに、人権感覚及び人権意識の向上に向けた取組や不祥事ゼロに向けた取組を推進する。また、新学習指導要領の実施に係る研修や「ふるさと教育」の実践化に向けて「真鶴」への理解を深める研修や、ICT機器を活用した教育の研修等の充実を図る。一方で、子どもと向き合う時間の確保を始めとする持続可能な教育の構築に向けた取組を推進するために研修会の精選や開催時期等の検討を進める。

- ① 職場内の職員教育「OJT(On-the-Job Training)」の計画と推進
- ② 足柄下郡三町と連携した、授業力・課題解決力・人格的資質の向上を図る研修の推進
- ③ 人権感覚及び人権意識の向上
- ④ 体罰根絶に向けた取組と指導法の向上
- ⑤ 不祥事〇に向けた取組を推進する。
  - ・「意識化・行動化・継続化」の指導の徹底
  - ・種別に応じた防止対策の工夫
  - ・不祥事防止に対する主体的な取組の推進
- ⑥ 地域理解と地域教材を活用した教育の充実を目的とした「ふるさと教育研修会」の実施
- ⑦ ICT機器を活用した教育（プログラミング教育等）に関する研修の実施
- ⑧ 安全な教育活動を実現するための、学校安全に関する研修の実施

〈その他〉

## (1) 町全体で支える教育の推進

学校・家庭・地域の連携による教育のさらなる推進をめざす。幼児・児童・生徒の健全育成のために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を果たす中で一体となって推進するものであるという考えに立ち、それぞれが有機的に機能するよう連携・協力・調整に努め、町民全体で支える教育の仕組みや組織作りに取り組む。

また、学校教育の場における家庭・地域の教育力の有効活用、情報や意見の交換、学校施設の開放など積極的な推進に努める。そのために、安全安心サポーター・スクールサポーター・環境整備サポーター・読書推進サポーターの取組を推進する。さらにコーディネーターの仕組みの充実を図る。

さらには会員の減少等により運営が困難となった団体等への相談・助言業務を推進し、支援体制を構築する。

## (2) 安全・安心な教育環境及び教育施設の計画的整備の推進

安全・安心な教育環境の充実に向けて、学校・家庭・地域が一体となった取組を展開し、安全が日常的に確保されている環境を確立するための仕組みや組織作りを進める。

そのために、自治会及び小中学校PTA、民生委員・児童委員協議会等の組織との連携を図るなかで子どもを見守る組織の充実を図り、登下校時の見守り活動と緊急時の対応をさらに強化し、犯罪や交通事故に遭うことのない町をめざす。

教育文化施設は、日常より状況把握に努め、必要に応じた施設の改善を計画的に進め、利用者が安心して利用できる環境の整備に努める。



## 〈教育委員会〉

- (1) 教育委員会制度の趣旨を踏まえた取組の推進
  - ・真鶴町教育大綱を踏まえた教育行政の推進
  - ・責任ある教育行政の推進
  - ・迅速な判断と行動力による教育行政の推進
  - ・開かれた教育行政の推進
- (2) 子どもと向き合う時間の確保を始めとする持続可能な教育の構築に向け、学校における働き方改革の取組を進める。

## 〈社会教育〉

「町民主体の生涯学習」と「郷土愛を育む教育」を充実させる観点から、町民の多様なニーズと生涯各期の学習課題に応じた学習機会や情報提供の充実を図る中で、個々の主体的な学習活動や積極的参画及び社会教育関係団体の自主的活動を支援するとともに、先人から受け継いできた本町の自然や文化遺産に触れる機会を町民に積極的に提供し、後世に伝承していく土壌を育む。さらに、少子高齢化の急速な進展に対応する「教育の魅力化推進事業計画～社会教育～」の実施に努める。

### (1) 文化活動

- ①日々の文化的活動への支援と活動成果の地域への還元
- ②文化活動の成果の発表の場となる町民が主体となった文化祭や音楽祭の開催と支援
- ③高齢世代の経験や知識と若い世代の力の融合による持続可能な文化活動の推進

### (2) スポーツ振興

- ①町民総ぐるみでスポーツに親しむ機会となるチャレンジデーへの参加
- ②地域間交流及び健康増進を図るための町民運動会の開催
- ③「共生」の理念に基づいたニュースポーツ・パラスポーツの普及を図るための町民ポッチャ大会の開催
- ④子どもたちへのスポーツ普及に向けて活動している社会体育団体への財政的支援

### (3) 青少年健全育成

- ①地域の教育力を活かした体験学習活動の充実及び他の自治体との連携
  - ・郷土が有する人材・自然・施設等の活用による体験事業の充実
  - ・郷土にはない素材の体験事業における他の自治体との連携
  - ・地域の人材を活用した「放課後子どもいきいきクラブ」「まなづる土曜教室」「スクールサポーター事業」の実施による地域学校協働活動の推進
  - ・学びを深め、異学年の交流の場ともなる社会教育施設間連携事業の実施
- ②「青少年問題協議会」及び「青少年育成連絡会」での課題解決に向けた協議
  - ・子どもにとって安全安心な地域づくりの推進

- ・スマホ等の被害から子どもを守る方策の検討・実施
  - ③「多様性の尊重」について町に住む大人として子どもの模範となるような言動に向けた啓発活動の推進
  - ④子どもたちに安心感を与える見守り活動やあいさつ運動の展開
- (4) 家庭教育
- ①「まなづる教育の日」や「真鶴家庭の日」の周知や取組の推進
  - ②子育て世代への情報提供や交流の場としての学習・体験講座の開催
  - ③子ども家庭読書活動推進につながる図書館事業を開催
  - ④家庭における親子のコミュニケーション機会を増やすための取組の推進
- (5) 文化財の保護・活用
- ①真鶴町伝統文化行事の指定による保護の推進
  - ②貴船まつりを始めとする伝統文化行事の後継者育成の検討
  - ③文化的資産を活用した教養講座の開催
  - ④岩地区の歴史文化の保護と活用の基本計画に基づく真鶴歴史文化センター（仮称）を中心とする文化拠点の整備
- (6) 社会教育施設的环境整備
- ①町公共施設総合管理計画に基づいた個別施設整備計画の策定
  - ②個別施設整備計画に基づいた改修工事の実施